

住宅宿泊事業開始に必要な届出書類一覧(事前相談用)

事業者名:

住宅の所在地:

No.	書類名	備考	チェック欄
1	住宅宿泊事業届出書	電子申請を原則とします	
2	本人確認書面	免許証の表裏の写し または マイナンバーカード表面	
3	住宅の登記事項証明書	届出前3カ月以内に発行されたものを添付すること(法務局で取得)	
4	届出者が破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨等の市町村の長の証明書(身分証明書)	届出前3カ月以内に発行されたものを添付すること(本籍地の市町村で取得)	
5	右欄の備考欄記載の事項を明示した住宅の図面(寸法が記入されたもの。手書きでも可。)	①台所、浴室、便所及び洗面設備の位置 ②住宅の間取り及び出入口 ③各階の別 ④居室、宿泊室及び宿泊者の使用に供する部分(宿泊室を除く)のそれぞれの床面積(面積の算出に用いた寸法も記載すること) ⑤安全措置の実施内容(非常用照明器具の位置、その他安全のための措置内容等) ※⑤は該当する場合のみ	
6	欠格事由に該当しないことを誓約する書面(欠格事由に該当しないことの誓約書)	東津軽保健所ホームページに様式あり ※欠格事由に該当しないことの誓約書(個人用)	
7	消防法令適合通知書	青森地域広域事務組合消防本部等から受け取ったものを添付すること	
8	委任状	事業者からの委任を受けて代理人が届出を行う場合(任意様式)	
9	届出住宅が「入居者の募集が行われている家屋」に該当する場合は、入居者の募集の広告その他それを証する書類(入居者募集を証する書面)	入居募集広告の写し、貸借不動産情報サイトの掲載情報の写し、募集広告の写し、募集の写真その他の入居者の募集が行われていることを証明する書類	
10	届出住宅が「随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋」に該当する場合は、それを証する書類(随時居住を証する書面)(①②③から選択)	①届出住宅と自宅の間の公共交通機関の往復の領収書の写し ②届出住宅で発生する光熱水費のいずれかの領収証の写し ③届出住宅周辺での商店での日用品購入のレシート等	
11	賃(転)貸借	賃貸借契約書及び転賃貸借契約書の写し(使用貸借を含む)	届出住宅において、届出者が賃借人又は転借人である場合
		賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを承諾(転貸の承諾)したことを証する書類(転貸借承諾書面)	賃貸人又は転貸人が、届出住宅において、「住宅宿泊事業」実施を承諾する意思を確認
12	区分所有	届出住宅の専有部分の用途に関する規約の写し(区分所有建物の規約)	届出住宅がある建物が二以上の区分所有者が存する建物で、人の居住の用に供する専有部分がある場合
		管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類(管理組合の誓約書)	規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合に提出
13	管理委託契約の締結時に交付された書面の写し(管理受託契約書)	届出者が住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理者に委託する場合	
14	届出者の法定代理人の登記事項証明書	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合に提出。届出前3カ月以内に発行されたものを添付すること。(法務局で取得)	

※No8～No14の書類は該当する場合のみ提出してください